

3月 情報ひろば

！ イベント・講習会などに参加の際は、マスクの着用や手指消毒、体温測定など、新型コロナウイルス対策にご協力をお願いします。

福祉

家族介護用品購入費の助成

問 本庁舎長寿社会課（13番窓口）
TEL 0857-30-8221
FAX 0857-20-3906
問 各総合支所市民福祉課（10番）
容 おむつ代などの購入費の一部を助成 対要介護4または5と認定された要介護者を在宅で介護している家族で、かつ、同居の家族、要介護者とも市民税非課税世帯であること（施設入所、入院中は対象外） ▼対象品目：紙おむつ、使い捨て手袋、清拭用品、ド

鳥取市中央包括支援センターからのお知らせ

ライシヤンブー、消臭剤、防水シート、とろみ剤、口腔ケア用品
額 ▼助成方法：年度を3期に分け、1期あたり2万5千円のクーポン券を交付
・第1期：4月1日～7月31日
・第2期：8月1日～11月30日
・第3期：12月1日～3月31日
※年度に1回は申請が必要
※期ごとに対象者の確認を行い、その期間分のクーポン券を交付

ピアサポートグループフレンズ 第6回パープルデーイベント

【認知症介護家族の集い】
時 3月17日（金）10：00～12：00
所 本庁舎3階会議室3-1
料 無料
【おれんじドアとつとり】
時 3月23日（木）10：00～12：00
所 渡辺病院南館1階 容 認知症の当事者の情報交換の場 料 無料 ※要予約

ピアサポートグループフレンズ

問 ピアサポートグループフレンズ（山根）
TEL 090-4448-2391
時 3月25日（土）13：30～15：00
所 さわやか会館3階多目的室
容 ▼テーマ「その優しさ忘れないで」▼当事者のお話と質問コーナー 料 無料 ※予約不要

家族教室・専門相談のご案内

問 駅南庁舎心の健康支援室
TEL 0857-22-5616
FAX 0857-20-3962

【アルコール・薬物・ギャンブル等家族教室】

時 3月10日（金）13：30～15：00
※予約不要 所 さわやか会館3階第2研修室 容 ミニ講話「自分らしく生きる」家族の回復」話し合い ▼講師：林敏昭さん（渡辺病院看護師） 対 ご家族のアルコール・薬物・ギャンブルなどでお困りの方 ※ご本人は遠慮ください。

【アルコール・薬物・ギャンブル等専門相談】

時 3月10日（金）15：00～16：00
※前々日までに要予約・1人30分
所 さわやか会館3階第1研修室 対 アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題でお困りの方 ※関係者からの相談も可能
【ひきこもり家族教室】
時 3月14日（火）10：00～12：00
所 さわやか会館3階多目的室
容 「将来に備えて知っておきたいこと」▼講師：関係機関の職員 対 ひきこもり状態にある人の家族 ※個別相談にも応じます（要予約）

お知らせ

春の鳥取砂丘一斉清掃

問 鳥取砂丘美化運動協議会事務局（協働推進課内27番窓口）
TEL 0857-30-8177
FAX 0857-20-3919
時 4月16日（日）9：30～10：30
※荒天の場合は4月23日（日）に延期。実施の有無は当日7：00に本市公式ウェブサイトに掲載
※駐車場が不足しています。乗り合わせや公共交通機関をご利用のうえ、台数削減にご協力お願いします

食でつながるフェスタ2023 in Tottori

問 中央人権福祉センター
TEL 0857-51-0295
FAX 0857-24-8067
時 3月11日（土）11：00～15：45
所 鳥取砂丘コナン空港コナンホール 容 シンポジウム：麒麟のまち圏域の地域食堂の活動や、地域食堂をはじめとした食でつながる居場所への支援
オンライン参加申込み

パネル展「ドイツ深掘りマンガ大賞 in Tottori」

問 本庁舎文化交流課（34番窓口）
TEL 0857-30-8022
FAX 0857-20-3040
時 3月7日（火）～23日（木）
所 麒麟Square 1階情報スペース 容 日独交流160周年を記念して開催された「ドイツ深掘りマンガ大賞」のパネル展

ふなりの映像を見る会

問 鳥取市文化センター
TEL 0857-27-5181
FAX 0857-27-5154
容 ふるさとに関する昔なつかしの映像を上映 上映予定：テレビ放送開始30周年記念番組「大山・ふなりの四季（平成元年放送）」
時 3月16日（木）10：00～14：00（午前・午後とも内容は同じ） 所 鳥取市文化センター2階大会議室 料 無料 ※事前申込み不要

退職したら国民年金に加入しましょう

問 本庁舎保険年金課（9番窓口）
TEL 0857-30-8224 FAX 0857-20-3906

勤めていた会社を退職して厚生年金や共済組合の加入者でなくなった人のうち、20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入しなければいけません。またその人の扶養になっていた配偶者も、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更の手続きが必要になります。

年金手帳と資格喪失証明書、離職証明など退職した日付がわかる証明書、免許証など本人確認ができる書類をお持ちのうえ、市役所1階国保と年金（9番）窓口または各総合支所市民福祉課の窓口でお手続きください。

保険料については、後日、日本年金機構から送付される納付書で納付していただくこととなりますが、申込みをされますと口座振替やクレジット納付もできます。また、退職により収入がなくなり保険料を納めるのが困難な場合には、保険料納付の免除や納付猶予の制度もありますのでご相談ください。

会社を退職した時の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、「事業所に使用されなくなったとき＝退職日」の「翌日」です。

また、厚生年金保険料納付の対象となる被保険者期間は、「その資格を喪失した月（喪失日の属する月）」の「前月まで」です。

■会社を3月31日に退職した場合

3月31日	4月1日
退職	・厚生年金保険被保険者資格喪失 ・同時に国民年金に加入
厚生年金保険等（国民年金第2号）	国民年金（国民年金第1号）
3月分までは厚生年金保険料を納付	4月分から国民年金保険料を納付

■被扶養配偶者が行う手続き

厚生年金保険の被保険者などが退職したことにより、その被保険者に扶養されていた配偶者も同時に国民年金の第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）の資格を喪失し、自らが国民年金の保険料を納付する国民年金第1号被保険者への種別変更手続きをする必要があります。